

非常事態の期間延長及び段階的経済活動の解禁

令和2年4月29日

- 当地首相府は、4月28日付公式サイトにおいて、ビシュケク市、オシュ市、ジャララバード市、ナリン州アトバシ地区に対する非常事態を5月10日まで延長するとともに、5月1日から段階的に経済活動を解禁すると発表しました。
- 同発表によれば、5月1日から製造業（電力分野、化学・石油関連、機械・電気製品、鉱業・金属関連、繊維・皮革関連、建材関連等）、建設業（建築物、灌漑網・水利施設、道路・橋梁分野の契約作業等）、車両の修理サービス、ドライクリーニング、行政書士事務、インターネットショッピングとその配送、美容・理容サービス、タクシー（1台につき2人まで）が再開されます。
- 5月11日からは、金融業及びその他のサービス業（マイクロファイナンス、保険業、不動産業、旅行代理店）、生活関連サービス業（配管、電気設備、家電等の修理）、商業（店舗・市場での建材販売、自動車関連製品販売、衣料品販売等）、交通分野（バス及びトロリーバス：ただしマルシュルートカは除く）等が再開されます。
- さらに、5月21日からは、住民サービスセンター（当館注：婚姻登録、滞在登録、車両登録、旅券申請等の窓口）、金融機関、両替所、質屋、ショッピングセンター、衣料品市場、自動車市場、サウナ、スパ・センター、個人家庭教師等が再開されます。
- なお、外出禁止時間については変更がない（午後9時から翌朝6時まで）ので、ご注意ください。